

被災自治体への職員派遣について

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等に基づき、令和6年能登半島地震等の被災自治体に復旧・復興事業の支援として、令和7年4月から1年間、10名の職員を派遣（自治法派遣）します。

派遣職員は、被災地においてインフラの災害復旧工事の設計積算、施工管理に係る業務などに従事します。

職員派遣にあたり、伊藤副知事から派遣職員に対する督励を下記のとおり行います。

記

1 督 励

（1）日 時：令和7年3月27日（木）午前9時30分から

（2）場 所：行政庁舎 4階 特別応接室

（3）出席者：伊藤副知事、復興・危機管理部長、防災推進課長

2 職員派遣の状況

（1）石川県への派遣・・・5名

職 種	派遣人数	派 遣 先
土木職	2名	奥能登土木総合事務所
林業職	1名	奥能登農林総合事務所
事務職	1名	能登半島地震復旧・復興推進部創造的復興推進課
事務職	1名	奥能登土木総合事務所

（2）石川県能登町への派遣・・・4名

職種	派遣人数	派遣先
土木職	1名	復興推進課
土木職	1名	農林水産課
建築職	1名	復興住宅課
農業土木	1名	農林水産課

（3）山形県への派遣・・・1名

職種	派遣人数	派遣先
土木職	1名	最上総合支庁建設部河川砂防課

3 令和6年度の職員派遣状況（知事部局のみ）

（1）石川県への派遣・・・6名（土木職：2名、建築職1名、林業職1名、事務職2名）
派遣期間：R6.5.1からR7.3.31まで（事務職1名はR6.4.22からR7.3.31まで）

（2）石川県能登町への派遣・・・3名（土木職：2名、農業土木：1名）
派遣期間：R6.5.1からR7.3.31まで

（3）山形県への派遣・・・3名（土木職：2名、農業土木：1名）
派遣期間：R6.10.21からR7.3.31まで（農業土木はR6.10.21からR6.12.31まで）